

一般財団法人中部貸切バス適正化センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人中部貸切バス適正化センターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、中部地区における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることによって、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

(2) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動

(3) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

(4) 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理

(5) 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修

(6) 駐車場その他の貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営

(7) 交通安全及び公共交通の利用者サービス向上に関する広報活動

(8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県内において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 愛知県名古屋市昭和区滝子町30番16号

設立者(A) 公益社団法人愛知県バス協会

拠出財産及びその価額 現金 60万円

住 所 静岡県静岡市葵区呉服町1丁目20番

設立者(B) 一般社団法人静岡県バス協会

拠出財産及びその価額 現金 60万円

住 所 岐阜県岐阜市日置江 2 6 4 8 番地の 2

設立者（C） 公益社団法人岐阜県バス協会

拠出財産及びその価額 現金 6 0 万円

住 所 三重県津市雲出長常町 1 1 9 0 番地の 1

設立者（D） 公益社団法人三重県バス協会

拠出財産及びその価額 現金 6 0 万円

住 所 福井県福井市西谷 1 丁目 1 4 0 1 番地

設立者（E） 公益社団法人福井県バス協会

拠出財産及びその価額 現金 6 0 万円

（財産の構成）

第 7 条 当法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された財産
- （2）貸切バス事業者の負担金
- （3）寄付金品
- （4）財産から生ずる収入
- （5）その他の収入

（資産の管理）

第 8 条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

（事業年度）

第 9 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 1 0 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日迄に、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 1 1 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号については定時評議員会に報告し、第 2 号から第 4 号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）貸借対照表
- （3）正味財産増減計算書
- （4）財産目録

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類及び監査報告は、主たる事務所に 5 年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するものとするとともに、定款を主たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供するものとする。

第 4 章 評議員

（評議員）

第 1 2 条 当法人に、評議員 3 名以上 5 名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員は、評議員会の決議によって選任する。

2. 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
3. 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は職務に堪えないとき。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第15条 評議員は無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又は当定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 会長は、評議員会開催日の14日前までに、評議員に対して会議の日時、

場所、目的である事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により通知しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更(第3条、第3条及び第17条に関する定款の変更を含む。)

(3) その他法令で定められた事項

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した評議員及び理事のうちからその評議員会において選任された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

(評議員会規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会においてこれを定める。

第6章 役員等

(役員の設置)

第25条 法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上7名以内

(2) 監事2名以内

2. 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3. 会長をもって代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会において理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4. この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときには、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第31条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び評議員会が定める役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承諾を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 適正化事業諮問委員

(設置)

第34条 当法人に、適正化事業諮問委員会を設置する。

2. 適正化事業諮問委員会に関する規程は、別途定める。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 適正化事業諮問委員の選任及び解任
- (6) 事業計画、収支予算等の承認
- (7) 事業報告、収支決算等の承認
- (8) 貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法の決定
- (9) 諸規程の制定及び改廃
- (10) その他重要事項

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度、定期的に年2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき、又は監事が請求したとき。

(招集等)

第38条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第2項の順序による理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。
3. 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはこの限りではない。
4. 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、当定款の第3条、第4条及び第13条についても準用する。

(解散)

第44条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第45条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 委員会

(委員会)

第46条 会長は、当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が任命する。

3. 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、所要の職員を置く。

3. 職員は、会長が任免する

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第48条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。
なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めるところに従い保存しなければならない。

(1) 定款

(2) 財産目録

(3) 理事、監事及び評議員の名簿

- (4) 役員及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程
 - (5) 事業計画書及び収支予算書等
 - (6) 事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書
 - (7) 監査報告書
 - (8) 理事会、評議員会及び別に定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 適正化事業諮問委員並びに職員の名簿
 - (10) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項第1号から第8号に掲げる書類については、法令の定めるところに従い、閲覧等の情報公開を行うものとする。

第12章 細則及び法令の準拠

（細則）

第49条 本定款に定めるもののほか、当法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（法令の準拠）

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第13章 附 則

（設立時評議員）

第51条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	小池 潤、	齊藤 薫、	岸野吉晃
	雲井 敬、	天谷幸弘	

（設立時役員等）

第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	加藤信貴、	新宅広樹、	安田淳一、
	竹谷賢一、	石川秀樹	
設立時代表理事	加藤博和		
設立時監事	渡辺 要		

（最初の事業計画等）

第53条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

附則

令和3年3月15日 一部改正（第14条第1項）

附則

令和4年3月11日 一部改正（第41条第2項）

附則

令和 7 年 6 月 1 8 日 一部改正（第 7 章 第 3 4 条）